

令和 7 年

# 子ども若者支援・共生社会推進特別委員会会議録

と き 令和 7 年 6 月 1 0 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会子ども若者支援・共生社会推進特別委員会

日 時 令和7年6月10日（火） 午後1時00分～午後2時06分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 せ お 麻 里	副委員長 ゆ き た 政 春
	委 員 西 村 直 子	委 員 澤 田 え み こ
	委 員 大 倉 た か ひ ろ	委 員 つ る 伸 一 郎
	委 員 鈴 木 ひ ろ 子	委 員 せ ら く 真 央

出席説明員	佐藤 子ども未来部長	三輪 子ども育成課長
	柴田 子ども施策連携担当課長	吉野 子ども家庭支援センター長
	芝野 保育入園調整課長	染谷 保育施設運営課長
	佐藤 保育事業担当課長	寺 嶋 福 祉 部 長
	東 野 参 事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	

○午後1時00分開会

**○せお委員長**

ただいまから、子ども若者支援・共生社会推進特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、調査事項概要およびその他を予定しております。

なお、本日、木村委員はご欠席されるとのご連絡をいただいております。

また、議題に関連して、子ども施策連携担当課長、子ども家庭支援センター長、保育入園調整課長、保育施設運営課長および保育事業担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

---

1 幹部職員紹介

**○せお委員長**

それでは、予定表1の幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には今回が初めての委員会になりますので、改めまして、委員、理事者の自己紹介をお願いいたします。

では、初めに委員長の私から行います。

自民党・無所属の会のせお麻里です。委員長は初めてですので、大変緊張しておりますが、委員会も初めての委員会ということで、まずは円滑な運営ができるように注力いたしまして、さらには提言ができるような議論が活発に行えるように運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○ゆきた副委員長**

副委員長を務めさせていただきます公明党のゆきた政春でございます。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

**○西村委員**

自民党・無所属の会の西村直子です。よろしくお願いいたします。

**○澤田委員**

同じく澤田えみこです。よろしくお願いいたします。

**○つる委員**

公明党のつる伸一郎です。よろしくお願いいたします。

**○せらく委員**

品川区議会日本維新の会、せらく真央です。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

**○大倉委員**

しながわ未来の大倉たかひろです。どうぞよろしくお願いいたします。

**○鈴木委員**

共産党の鈴木ひろ子です。よろしくお願いいたします。

**○せお委員長**

では、理事者のほう、お願いします。

**○佐藤子ども未来部長**

子ども未来部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○三輪子ども育成課長**

子ども育成課長の三輪と申します。よろしくお願ひいたします。

○柴田子ども施策連携担当課長

子ども施策連携担当課長の柴田と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉野子ども家庭支援センター長

子ども家庭支援センター長の吉野と申します。よろしくお願ひいたします。

○芝野保育入園調整課長

保育入園調整課長の芝野と申します。よろしくお願ひいたします。

○染谷保育施設運営課長

保育施設運営課長の染谷です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤保育事業担当課長

保育事業担当課長の佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○寺嶋福祉部長

福祉部長、寺嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

○東野福祉計画課長

参事、福祉計画課長事務取扱の東野でございます。よろしくお願ひいたします。

○せお委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、山口書記と高木書記が当委員会の事務に当たりますので、よろしくお願ひいたします。

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、改めてよろしくお願ひいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 2 調査事項概要

- (1) 幼稚園・保育園に関すること
- (2) 若者に関すること
- (3) 重層的支援体制に関すること

○せお委員長

次に、予定表2の調査事項概要を行います。

今年度の子ども若者支援・共生社会推進特別委員会につきましては、先般開かれました臨時会において、幼稚園・保育園に関すること、若者に関すること、および重層的支援体制に関することの3項目について付託を受けました。したがって、これより、これら3項目に係る概要説明を受けてまいります。

今回、理事者より説明をいただくに当たり、正副委員長および関係理事者で事前に打合せを行い、今期の当委員会の進め方などにつきまして調整をいたしました。

本日は今期の最初の委員会でございますので、理事者より概要説明を受け、本日の説明や議会運営委員会が出された意見などを踏まえつつ、調査の視点や方向性を見定めていきたいと考えております。

なお、調査事項の個別具体的な内容につきましては、特定事件調査で取り上げる段で関係理事者にご説明いただいた後に、ご質疑・ご要望等を伺う時間を十分にお取りしたいと考えておりますので、どう

ぞよろしく願いたいします。

また、説明を受けた後に、予定表3のその他において、今後の委員会運営について、委員の皆様よりご意見・ご要望等を伺う場を設けたいと考えておりますので、そのことを念頭に、概要説明をお聞きいただければと思います。

それでは、改めまして、調査事項概要を議題に供します。進め方につきましては、3件一括してご説明いただき、その後、質疑に移ります。

では、理事者よりご説明願います。

#### ○芝野保育入園調整課長

それでは私から、項番1、幼稚園・保育園に関することについてご説明いたします。

こちらの資料ですが、幼稚園・保育園と分かれて記載されておりますので、まずは幼稚園、その後、保育園ということで、内容を説明させていただきたいと思います。電子の資料では2ページ、紙の資料では1ページをご覧ください。

項番1-1、品川区内幼稚園等のあり方でございます。

区立幼稚園につきましては、利用状況等を見据えながら単独園の閉園を進めていくとともに、幼保一体施設においてはゼロ歳から就学前までの一貫した保育・教育活動の一層の充実を図ってまいります。

私立幼稚園につきましては、区の幼児教育の中核を担う重要な役割を果たしており、今後も幼児教育の質の向上に向けて必要な支援を実施してまいります。

次に、項番1-2、私立幼稚園保育料助成でございます。

(1) 私立幼稚園入園料助成から、次のページ、電子では3ページ、紙では2ページの(5)私立幼稚園等預かり保育補助までにつきましては、私立幼稚園等に通園されている園児保護者に対する補助金でございます。

1ページお戻りいただき、電子では2ページ、紙では1ページの(2)私立幼稚園保護者補助金につきましては、令和7年度より所得制限を撤廃し、次ページの(3)幼児教育無償化に伴う施設等利用費と合わせ、月4万円に助成額を拡充いたしました。

#### ○染谷保育施設運営課長

私の担当する部分についてご説明をさせていただきます。電子の資料では4ページ、紙の資料で3ページの中ほどでございます項番1-3、区立幼稚園の運営(保育施設運営課)についてご説明いたします。

(1)の現況に記載のとおり、区立幼稚園は、幼保一体施設6園、単独園2園の計8園となり、全園で2年保育を実施し、預かり保育を行っております。

(2)特別支援教育・巡回相談では、心身に障害のある、または心身の発達状態から配慮を必要とするお子さんについて、よりよい発達に配慮した集団での教育を行うほか、学校心理士による巡回相談を実施し、特別支援児童の対応について助言等を行っております。

(3)預かり保育です。保護者の方が就労等をしている在園児を対象に、幼稚園教育時間の前後に預かり保育を実施しております。実績等につきましては、記載のとおりとなります。

#### ○佐藤保育事業担当課長

続きまして私からは、1-4、私立幼稚園の運営についてご説明申し上げます。電子では5ページ、紙では4ページをご覧ください。

令和6年度は、新制度への移行園を含めまして、区内17園に対する運営費および各種補助金の支給

を行っており、今年度も同数の園で事業を実施しております。

以下、各種補助事業の実績が記載されております。電子では7ページ、紙では6ページをご覧ください。

令和6年度の新規事業として、(12) 地域の子育て支援を保育園同様に実施いたしました。令和6年度は合計で9園の幼稚園が地域に向け、育児相談やアレルギー相談、地域向けのイベントなどを実施していただきました。

また、令和7年度から新規事業といたしまして、次のページ、(13) 人材確保・育成支援事業を実施します。幼稚園教諭の確保を図るため、採用に係る経費の一部を補助いたします。こうした取組を通じまして、幼児教育の質の向上に取り組んでまいります。

#### ○芝野保育入園調整課長

続きまして、保育園部門についてご説明申し上げます。電子では9ページ、紙では8ページをご覧ください。

項番2-1、品川区内保育園等のあり方、および項番2-2、保育施策の推進でございます。

最新の人口推計によると、区内の就学前人口は令和7年度以降、緩やかに増加する見込みとなっております。また、国の「こども誰でも通園制度」の本格実施などによる新たな保育需要への対応も必要となっております。

今後も人口推計や、国との保育施策の動向を注視していくとともに、区立保育園につきましては、各地区の量の見込みや施設の老朽化等を総合的に考慮し、定員の見直しや統合を含めた再整備を検討してまいります。

私立保育園につきましては、引き続き、開設や受入れ拡大の支援を実施していくとともに、区立保育園との連携を強化し、区全体の保育の質の向上を図ってまいります。

#### ○染谷保育施設運営課長

続きまして私からは、電子の資料では10ページ、紙の資料では9ページの中段から、項番2-3、区立保育園等の運営についてご説明をいたします。

(1) 保育園の目的と事業概要、現況を記載しております。現在、区立保育園は、幼保一体施設、区立民営保育園を含めまして、45園となっております。

次に、特別保育でございます。区では基本保育のほかに、記載のとおり、延長夜間保育をはじめ、休日保育、次のページの年末保育、病後児保育、病児保育などの特別保育を行っております。病児保育につきましては、ページ下から6行目、「実施施設」に記載がありますとおり、現在、医療機関併設型で2施設、保育所併設型で1施設の計3施設での実施となっておりますが、もう1施設、南品川で保育所併設型の施設の開設に向け、現在準備を進めております。こちらは9月1日の開設を予定しております。

次に、電子の資料では13ページ、紙の資料では12ページの(3) 特別支援保育です。こちらは心身に障害のある、また心身の発達状態から配慮を必要とするお子さんについて、よりよい発達に配慮した集団保育を行うほか、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、相談会を実施しております。

恐れ入りますが、ページのほう飛びまして、電子の資料では15ページ、紙の資料では14ページをご覧ください。(5) 一日保育士体験は、子育てへの理解を深めていただくために、在園児の保護者が保育士の仕事を体験する事業でございます。

次のページに参りまして、(7) 区立保育園第三者評価は、保育の質の向上のため、職員の資質向上

を図るとともに、利用者に保育園選択に資する情報を提供することを目的に実施しております。

同じページの下段から2ページ先にかけて、幼保一体施設の運営について記載をしております。幼保一体施設は、年齢区分型、幼保連携並列型の2種類の運用形態を設けておりまして、電子の資料で17ページ、紙の資料で16ページの上段の表のとおり、合わせて6施設で運営をしております。

(2)の預かり保育ですが、先ほどご説明した幼稚園と同様、保護者の方が就労等をしている在園児を対象に、幼稚園教育時間の前後に預かり保育を実施していくものでございます。

2ページおめくりいただきまして、中段やや下、2-5、就学前乳幼児教育の充実では、ゼロ歳から就学前までの全ての子どもが、保育園・幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受け、小学校にスムーズに移行できるよう、乳幼児教育の充実に努めております。具体的には、保幼小連携、公・私立保育園地域連携推進事業等を行っております。

#### ○佐藤保育事業担当課長

続きまして私から、項番2-6、私立認可保育園等の運営についてご説明申し上げます。電子では20ページ、紙では19ページをご覧ください。

私立認可保育園、地域型保育事業、認証保育所の運営等でございます。令和6年度は、区内私立保育園105園、地域型保育事業20園、認証保育所19園に対しまして、運営費助成や各種補助金の支給を行っており、今年度も同数の園にて事業を実施しております。

以下、各種補助事業の実績が記載されております。電子では23ページ、紙では22ページをご覧ください。

令和6年度の新規事業といたしまして、(9)番、(11)番がございます。

(9)地域の子育て支援は、保育所等が地域交流の創出をして、子育て相談などを実施することを支援していくもので、幼稚園と同じく実施しまして、令和6年度は合計で48園、地域に向け、育児相談やアレルギー相談、地域向けのイベントなどを実施していただきました。

(11)医療的ケア児保育支援事業は、私立保育園におきまして、医療的ケア児を受け入れるための体制整備を支援していくもので、人件費や研修費を補助していきます。令和6年度は、私立保育園における受入れはございませんでしたが、受入れを希望している私立幼稚園において研修を実施しまして、受入れ体制の整備を行っております。

以上のような取組を通じまして、私立保育園の質の向上を図ってまいります。

続きまして、電子では25ページ、紙では24ページ以降に、項番3、入園の実績と園別在園状況を記載してございます。認可保育園や幼稚園などの在園状況等が記載してございますので、お時間があるときにご覧いただければと思います。

#### ○柴田子ども施策連携担当課長

続きまして、私からは、若者に関することについてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、電子の資料、紙の資料ともに30ページをご覧ください。

まず、項番1の相談等拠点の整備でございます。

区では現在、2つの事業を実施してございまして、1つ目は子ども・若者応援事業ということで、フリースペースを委託によって運営しております。

事業の対象は、不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者とその保護者で、実施日は平日の週5日、午前10時から午後7時までとなっております。利用者につきましては、年々増加傾向にありまして、令和6年度では延べ人数で6,797人となっております。こちらの人数は、利

用者である子ども・若者をカウントしたものとなりますが、その家族に対しての支援事業も実施しておりまして、記載の「親おやかフェ」を月に1回と、「おしゃべり座談会」を2か月に1回実施しており、利用者の方々から好評をいただいているところでございます。

次に、ページをおめぐりいただきまして、電子の資料ですと32ページ、紙ですと31ページをご覧ください。2つ目の事業、ひきこもり等若者支援事業についてでございます。こちらはエールしながわという名称で、社会福祉協議会への委託によって実施している事業です。

こちらの対象は、ひきこもりなど社会的自立に困難を有する若者とその保護者となっておりますが、補足をさせていただきますと、先ほどのフリースペースよりも利用者年齢層が少し高くなっており、主に15歳以上の方が社会参加に向けて相談や就労体験を積むことができる事業となっております。実績につきましては、相談件数、社会体験参加人数ともに増加傾向にございまして、当事業へのニーズは高いことを示しております。また、こちらの事業におきましても家族支援を行っておりまして、家族懇談会として「エールの会」、そして外部講師をお招きしての学習会を実施しております。

続きまして、同じページ下段の項番2オンライン・対面での相談体制の整備でございます。先ほどの2事業が拠点の整備ということでご案内をさせていただきましたが、こちらはオンラインが軸となる相談事業でございます。この事業は昨年度からスタートしたもので、「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」という名称で実施をしております。

事業の目的は、若者の望まない妊娠や性感染症の増加が社会問題化していることを受け、思春期特有の心や体、性に関する悩みや不安を相談できる窓口を整備し、若者のウェルビーイングを向上させるというもので、事業の対象者は、区内在住・在学の原則中学生以上10代の若者となっております。

次に、お隣のページをご覧ください。こちらでは、オンラインチャット相談と対面相談会につきまして、それぞれ概要と実績を記載しております。

まず、オンラインチャット相談、愛称「しなわかチャット」についてでございます。こちらは、専門資格を持つ相談員がチャットで相談を受けるというものです。相談は匿名でも受付可能で、LINEやブラウザ、学校用タブレットからの利用が可能となっております。相談員とリアルタイムでやり取りができるのは、実施日のところがございますように、日曜日も含めた週5日、また、リアルタイムでなくとも、24時間365日稼働しているチャットボットで簡易な質問には自動応答できるシステムを導入しております。

実績は下表のとおりでございますが、初年度である令和6年度は71日の稼働日において、相談者数125人、LINEともだち登録数1,591人と、一定の利用実績がございます。

それから、その下でございます対面相談会、愛称「しなわかカフェ」についてでございますが、こちらは区内の児童センターを中心として、月に1回、相談と普及啓発のイベントを実施しているものです。昨年度の実績は、4回の実施で、延べ参加人数は36人となっております。私も毎回、実施の際は現地に行き、遠目に様子を見守っているのですが、参加者より少し年上のお姉さん年齢のスタッフが、おしゃべりや占いをしながら、心と体の健康についてお話をする場面を目にしているところでございます。

このような事業を通じまして、区では若者の居場所を設置するとともに、社会参加の機会創出や相談体制の整備を行っております。

### ○吉野子ども家庭支援センター長

私からは、子ども家庭支援センター事業の相談事業についてご説明させていただきます。

最初に、電子では32ページ、紙でも32ページの下段をご覧ください。3の(1)児童相談事業に

ついてです。児童相談担当は、18歳未満の子どもの成長に伴って生じてくる養育上のこと、しつけなどについて相談に応じております。相談内容に応じまして、関係機関と連携して相談対応をしております。実績は令和3年度からのものを記載させていただいております。

次に、電子では34ページ、紙では33ページの下段をご覧ください。(2)の①しながわネウボラネットワーク事業についてです。保健師などの資格を持った子育てネウボラ相談員が、子育て全般の相談、子育てサービスの情報など、そういった相談事業を行っております。実施場所につきましては、東品川など、児童センター13か所になります。

次に、右のページに移りまして、34ページの②バースデーサポート事業についてです。1歳の誕生日を迎えたお子さんを養育している家庭の子育てについてアンケートを送付しまして、回答のあった方へバースデーサポートギフトをお届けしております。子育てネウボラ相談員による面談やアウトリーチを実施することで、子育てに関する困り事に対応しております。

次に、同じページ中段の③きずなメール事業についてです。妊娠期・乳幼児期に育てる保護者に対し、有益な情報をプッシュ型で配信するメールマガジンを送信しております。本事業は、妊娠期から出産後3歳を迎えるまでの期間、成長時期のそれぞれのステージに合った適切なアドバイスを送信しております。産後鬱の軽減や児童虐待の未然防止につなげております。

次に、同じページ下段の4のヤングケアラーについてです。令和6年6月、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーとは、家族の介護そのほか日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者とし、支援に努めるべき対象と定められました。令和5年度、区が実施しました子ども向けの実態調査では、小学生7.5%、中学生は5.0%、高校生も5.0%の割合で、世話をしている家族がいることが分かっております。

また、ヤングケアラーの対象年齢なのですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行につきまして、40歳未満まで対象者は拡大しております。現在行っております支援事業としましては、SNS相談窓口、コーディネーター等の配置の事業を行っております。元ヤングケアラーのコーディネーターを配置して、ヤングケアラーと思われる子どもたちの支援につなぐ役割を担っております。

次のページには、そのほかの支援内容と実績を記載しております。

次に、電子では36ページ、紙では35ページと36ページ、5の(1)女性福祉の女性相談についてです。令和6年4月1日に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、切れ目のない包括的な支援の実施が求められております。区では、女性の福祉向上と自立促進を目指し、全ての女性が安定した生活を送れるように援助をしているところでございます。

次に、電子36ページ、紙も36ページ中段の、5の(2)の家庭福祉の家庭相談についてです。家庭内で起きる様々な問題は、長期化すると困難が増すことが考えられます。早期に相談を受け、適切な助言をすることで、家庭崩壊を未然に防ぎ、家庭福祉の向上に努めております。

次に、電子では38ページ、紙では37ページの下段から38ページにかけての②の養育費相談支援事業です。アトイについて、離婚を考えている相談者に対し、養育費の重要性の説明を行い、公正証書の作成や離婚の調停、ADRの利用の手続に関する説明と手続の支援を行っております。

次に、ウについて、親子交流を円滑に実施するための支援を行っております。離婚によって離れて暮らす親と子どもの交流について、第三者機関の支援を介して実施する場合には、費用の補助を行っております。

最後に、電子と紙ともに38ページの(3)ひとり親家庭福祉のひとり親家庭相談は、母子及び父子並びに寡婦福祉法を基盤とし、ひとり親家庭の福祉向上と子どもの健やかな成長を支援しております。経済支援、子育て支援、就労支援など、ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう環境づくりを推進しております。

### ○東野福祉計画課長

私からは、(3)重層的支援体制に関することにつきまして説明させていただきます。福祉計画課の資料をご覧ください。こちらの資料につきましては、令和5年11月に行われました厚生委員会所管事務調査でご説明した資料を更新して、概要を説明したいと考えております。

区では、重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策推進事業を一体的に取り組んでいることから、概要につきましては併せてご説明させていただきます。

最初に、重層的支援体制整備事業でございます。品川区が目指す重層的支援体制は、機能連携型の包括的相談支援体制であり、参加支援、地域づくりと合わせた3本柱の一体的な取組により、地域共生社会の実現を目指すものでございます。

現在の課題といたしまして、生きづらさを抱えた方の増加とともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、既存制度や仕組みでの対応が難しいケースが増えていることが挙げられます。

そこで、国では令和3年度に、社会福祉法にこの重層的支援体制整備事業を位置づけ、全国的な取組を開始いたしました。社会福祉法第106条の4第2項では、先ほどの包括的相談支援、参加支援、地域づくりのほか、これらを効果的に実施するためのアウトリーチ、多機関協働を一体的に進めることを規定しております。

区ではこれを受け、令和3年度より検討を開始いたしました。令和4年度には先進自治体の実施状況把握や、庁内検討会を開始、令和5年度には第4期地域福祉計画の策定に当たり、同時期に開始した孤独・孤立対策と一体的に進める組織横断的取組として位置づけを行いました。また、多機関協働事業として、ケース会議、現在では支援会議と呼んでおります。こちらの開催に着手をいたしました。それから、参加支援、地域づくりの仕組みの検討も行っております。

令和6年度は、重層事業の骨格を固め、包括的相談支援の新たな取組と、重層事業を展開するための体制の提案、参加支援、地域づくりとしての地域企業・団体への提案依頼なども行いました。

今年度、令和7年度は、本格実施の年度となります。まず、包括的相談支援として、支え愛・ほっとステーションの相談対象を全世代へ広げ、拡充いたしました。3年かけて全ステーションを同じ体制といたします。多機関協働では、重層的支援会議を定期的に開催しております。民間向けの説明会では、ボードゲームの体験によって重層支援を自分事として考え、積極的な参加を促す取組を行っており、これを重層的支援体制のプラットフォームとして位置づけ、参加支援、地域づくりを加速させていきます。

まだこの重層的支援体制整備事業は始まったばかりの事業ですので、庁内職員への浸透とともに、関係機関や区民への周知にも積極的に取り組んでまいります。各個別の具体的な取組につきましては、別途報告をさせていただきます。

次に、孤独・孤立対策推進事業でございます。

望まない孤独・孤立は、心身への影響により重大なリスクが生じます。区では、これまで様々な事業の中で、孤独・孤立に対する支援を行ってまいりました。

令和5年の孤独・孤立対策推進法の成立を受け、区ではいち早く新たな取組を開始いたしました。令和4年度に行いました第4期地域福祉計画策定に当たってのアンケートでは、20代・30代の半数が

孤独を感じる状況であったことから、若者に焦点を絞り、検討を開始したものでございます。

区では、令和5年度に地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に参加し、区内の実態調査の下、関係団体や当事者へのヒアリングを行い、取組の方向性をまとめました。

令和6年度には、重層事業との一体的な取組の下、区内大学との協働による調査、広告配信によるデジタルアウトリーチ、NPOあなたのいばしょとの連携協定による24時間365日無料・匿名チャット相談の区専用窓口の開設、孤独・孤立対策地域協議会の設置と開催、実行委員会方式による普及啓発イベントの開催を行いました。

今年度は、さらにメンタルケアの専門家によるオンラインカウンセリングの実施や、24時間365日無料・匿名チャット相談の強化月間を設ける、また、Xでの配信、地域協議会の開催のほか、高齢者への支援情報の周知なども行ってまいります。

各個別の具体的な取組は、別途報告をさせていただきます。

### ○せお委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。先ほども申し上げましたとおり、ただいまの説明につきましては、調査項目の概要を理解し、今後の調査・研究に活かしていくためのものです。つきましては、各調査事項の個別具体的な内容については、特定事件調査として取り上げる際に関係理事者をお呼びし、質疑等を行いますので、そのことを踏まえた上で、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○鈴木委員

まず、子ども・若者のほうで伺いたいのですが、3ページのところで表の見方を教えていただきたいのですが、区立幼稚園の運営の(2)番の特別支援教育の巡回相談というところなのなのですが、この表が、令和6年度が9園で27回、対象者が81人ということなのですが、そうすると、1園で年間3回ということで、1園平均9人くらいということで見ているのか、そのことを教えていただきたいと思います。

それから、これは幼稚園だと思うのですが、13ページに保育園のことが同じような形であると思うのですが、保育園のほうは、保育園がすごくたくさんあるので回数とかも多いのですが、13ページの(イ)のところだと、臨床発達心理士による巡回相談ということと、(ウ)は学校心理士による巡回相談ということになっているのですが、この仕組みがよく分からなくて、臨床発達心理士というのはどういうところの方が来ていただけるのかということと、学校心理士の方というのは学校にこういう学校心理士という方がいらっしゃるのか、それと、臨床発達心理士と学校心理士の違いというのがよく分からないので、その仕組みについて教えていただきたいと思います。

それともう一つが、これは心理士による巡回相談ということだと思うのですが、保育所等訪問支援事業というのもあると思うのですが、これとの違いというあたりも教えていただけたらと思います。

### ○染谷保育施設運営課長

まず1点目の、幼稚園の特別支援教育・巡回相談でございますが、こちらの実績に記載のとおりで、回数等はここにお示ししたとおりであるのですが、園につきまして、複数その対象となるお子さんがいらっしゃいますので、必ずしも1人当たりという形ではなくて、9園に対して複数のお子さんが実際に在籍をしているという考え方でございます。

それから13ページ、臨床発達心理士と学校心理士の考え方でございますが、こちらは、実際お話をさせていただいている方は別々の方になっておりまして、学校心理士につきましては、先ほど委員

おっしゃられたとおり、学校に訪問されて、心理的な発達に関する相談をお受けする。こちらの位置づけについては、実際にお子さんに対して何か支援をするというよりは、対象のお子さんに対するいろいろな接し方等を保育士に助言してもらうという役割を担っているものになっております。

#### ○佐藤保育事業担当課長

保育所等訪問のご質問についてお答えさせていただきます。

保育所等訪問は、療育に通われているお子さんの療育の施設の職員の方が、ふだんの様子というのを見に来ていただく事業でございまして、子ども未来部で対応している事業ではないところです。

#### ○鈴木委員

そうすると、臨床発達心理士というのは、私たちもいろいろな団体と懇談させていただいたときに伺ったのが、パルレとかの心理士の方も学校に相談に行かれているという話も聞いたのですけれども、そういうところの心理士がこういう形で巡回相談をしているというのが、この制度ということで捉えていいのでしょうか。

あと、何人くらいの方がここに関わられているのか、学校心理士と臨床発達心理士というのは何か違いがあるのか、心理士というところで臨床発達心理士の方と学校心理士の方に来ていただくという、このところの中身が違うのですか。その辺の（イ）と（ウ）の違いというのも、仕組みとしてどういう違いなのかというのを教えていただけたらと思います。

#### ○染谷保育施設運営課長

現在お願いをしている臨床発達心理士の方につきましては、NPO法人を運営されている方をお願いをさせていただいておりますけれども、今委員のおっしゃられた法人とは関係のないところです。

臨床発達心理士につきましては、その1名の方をお願いをしております、学校心理士につきましては、区立に関しては4名の方をお願いをしているというところでございます。

実際に巡回相談の中身の違いにつきましては、事務事業概要にも記載をさせていただいているところではあるのですが、臨床発達心理士に関しましては、知的障害、発達障害といったところの児童の特性についての様々な支援方法について助言をいただくというもので、学校心理士につきましては、就学に向けてのクラス集団を通じた支援、個別の支援といったところのアドバイスをするというところの違いがございます。

#### ○鈴木委員

続いて、重層的支援体制について伺いたいのですけれども、重層的支援体制は既に区としては始まっているということでもいいのか、それはいつから重層的支援体制ということで、準備の段階が結構長かったと思うのですけれども、それが本格的に始まったというのは、いつから始まったのかということ伺いたいと思います。

あと、いろいろ見ていたら、重層的支援体制整備事業実施計画を策定することに努めることとしているというのが書かれていたのですけれども、こういう整備事業実施計画というのは、区としてはつくられているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、支え愛・ほっとステーションの支援体制の拡充ということで、人人体制の拡充も今年度からされているということなのか、されているのであれば、どれくらいされているのかということと、地域センター内で支え愛・ほっとステーションはやっていると思うので、スペース的にも、体制を拡充するというのがなかなか厳しいものがあるのではないかとと思うのですけれども、その辺のところも併せてお聞かせください。

## ○東野福祉計画課長

まず、重層的支援体制整備事業ですが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、令和3年度から取組を開始いたしまして、令和7年度、今年度から本格実施となっております。ただ、どこが境目かという部分がかなり曖昧な部分がございます。まず、地域共生社会という大きな目標に向かって、これからどんどん肉づけ、または不要な部分についてはそぎ落としなども含めて、様々な分野、多角的な視点から、重層的支援体制整備事業を育てていくという段階でございます。

それから、実施計画の策定に当たりましては、今年度本格実施という現状ではございますが、特にそれに付属する事業みたいな形というものは取っておりませんので、その辺を踏まえた形で、今年度実施計画を策定するかどうかにつきましては検討をしてみたいと思います。

それから、支え愛・ほっとステーションの人員体制でございますが、こちらは13ステーション、13地域センターの中にそれぞれステーションがございまして、今年度につきましては、6ステーションが2名から3名での体制となっております。残り7ステーションにつきましては、来年度、再来年度に拡充を行っていく予定でございます。

地域センターのスペース的なところにつきましては、各地域センターとの協議をしております、3人体制という部分がございますので、その机などが置けるスペースがあるかどうかを調整させていただいた上で、設置が可能であれば、そういった体制を取っているものでございます。

## ○鈴木委員

分かりました。これから計画とかをつくと全容が見えてくるかと思しますので、ぜひそのときはこちらにも報告をしていただけたらと思います。

それから、いろいろとケース会議とかは既にされているということでご報告いただいておりますけれども、厚生労働省の重層的支援体制とはというところを見ていたら、重層的支援会議および支援会議についてというところがあったのですが、そのところでは、品川区としては重層的支援会議というのはどういう状況になっているのか、メンバーとかも併せて教えていただけたらと思います。

## ○東野福祉計画課長

国で定めております基準でいきますと、重層的支援会議、それから支援会議という2つの会議体がございます、当事者の方について、この会議にかけてもいいですよという本人同意があるものが重層的支援会議、本人同意がないのですけれども、重要な支援が必要だと上がってきたものについては支援会議というところで、位置づけとして行っているものでございます。

メンバーでございますが、現在のところ、福祉部、それから健康推進部の各担当の係長級の方、それから、保健センターなどの保健師なども含めているものでございます。また、関係する所管の係長などには関係者という形で、どういう支援ができるかというところでご参加をいただいております。また、社会福祉協議会ですとか、あと、場合によっては在宅介護支援センターの方にも参加いただいているケースがございます。

今後なのでございますけれども、何か決定が必要だという場合につきましては、弁護士を呼んだりとか、そういったところについても予算は取っているところでございます。

## ○せお委員長

鈴木委員、先ほども申し上げましたとおり、詳細な質問につきましては、今後取り上げていきますので、そのときにぜひお願いいたします。それを踏まえてお願いします。

ほかにございますか。

## ○つる委員

その上でですけれども、重層で孤独・孤立のほうなのですが、全体と、例えばもう一つの若者に関することということで、2つの中で、若者の孤独・孤立という考えと、重層で捕捉する孤独・孤立と2つあって、品川区でアンケートをやっていただいて、若い世代のほうに孤独感が強いという報告もいただいて、その辺りは、例えば委員会も含めて報告とか、今後どういう形でその辺りを捉えて、あと現場ではどのようにしてやっていくのかというところの整理を聞きたいと思います。

## ○東野福祉計画課長

この特別委員会で、重層的支援体制、それから若者に関することの中に、孤独・孤立対策についてという項目がございますので、こちらに関することにつきましては、こちらの特別委員会へご報告をさせていただきたいと思っております。

## ○つる委員

多分、すみ分けというか、それは大きくはそういう中で、ただ、この特別委員会としては両方あって、若者の孤独・孤立という課題も捉えて、どのように取り扱いをしていくかという調査事項の上げ方なのですけれども、これはどういうふうになるのかなということと、あとは理事者というか、委員長・副委員長になるのかなと思うのですけれども、若者の孤独・孤立の背景というか、そこに至るといって、バックグラウンドとしてあるオーバードーズとかの部分というのが、現状、品川区でどうかというのは、過去いろいろ質疑でさせていただいたところもあるのですけれども、品川区のそういう現状についても、この中で質疑できたらと思います。

それに限らず、当然、孤独・孤立に至る背景というのはいろいろな要素があると思うのですけれども、そこはどうなっているのかということと、あとは、東京都とかでは販売店とか、そういったところに対するアドバイスとか指導というのは、東京都でやっていただいていると思うのですが、学校、教育委員会では、薬剤師とかにご協力いただいたりしての研修のようなものをやっていただいているのかなと思うのですけれども、所管としての対応、あとは現場レベルでどういう対応、さっき福祉部と健康推進部というお話もあったのですが、それ以外のところと所管と、どのようにしてやっているのかということも含めて聞きたいですね。

## ○せお委員長

今後取り上げていく内容につきましては、この後のその他と、あと、今後皆様からもご意見いただきますので、そこで取り上げたいと思っておりますが、現状とか今の体制だけ、お答えできる場所をお願いします。

## ○東野福祉計画課長

今、委員からいただきましたオーバードーズなどにつきましては、ほかの委員会でも答弁をさせていただいております。直接的な所管というよりは、そのものを扱っている部署がございますので、そちらとの連携という部分が必要だと思っておりますのでございます。情報共有をしながら、どんな対策ができるかにつきましては連携していきたいと思っております。

## ○つる委員

あともう一つが、重層のアウトリーチがあると思うのですけれども、既にやっていただいている。あと、趣旨は違うのですけれども、今年の夏には、暑さ対策と高齢者の空調をしっかりと使っていただくという目的で、飲物のアウトリーチがあります。

ここは重層だと、もっと幅広いという形になると思うのですけれども、そういうアウトリーチで捕捉

できるというところ、既存でやっていることと、今回の場合は全世代が対象のところに行くわけですが、ただ、やっていただく担い手は運送事業者とか、タブレットでとかというのがありますが、そういうところとの既存の重層としての連携と申しますか、共有というのはどのように考えているのかというのが、今後の委員会でやればと思いますし、先ほどの支え愛・ほっとステーションも、これを全世代に広げていただいたというのは求めてきたところで、ありがたいところなのですが、全世代であるからこそ、そもそも地域の医療機関、クリニック等で、おじいちゃんおばあちゃん世代の方が孫の相談をするという課題があって、それをドクターが受けて、投げ先がないということで、支え合いということで全世代に広げていただいたという、そういった理解があるのですが、そうすると、先ほどの健康推進部のところで捕捉できるのかもしれないですけれども、まさに子どもの部門というか、教育のところとかとの連携というのが、既に日常の中であると思うのですが、現状がどのような連携の取り方になっているのかというのを、今後の議論の前提として教えてください。

### ○寺嶋福祉部長

前提としてのところでご説明させていただきたいのですが、まず、重層的支援体制整備事業というのは、考え方としては、仕組みと申しますか、こういう仕組みで漏れなくというか、可能な限りご相談を受けていこう、悩みを解消していこうという考えに立ったもので、今まで例えば相談は、今でもそうですけれども、個別相談はそれぞれの所管の窓口で受けていて、相談の内容が1点2点であれば、既にこの間、区役所ができてからずっと、恐らくやってきたことだと思っているのですが、昨今、いわゆる複合的な課題とかと言われてるように、1か所の部署では解決できないこととか、あと、お宅に訪問したらさらに違う課題があったとか、もっと根の深い課題があったとか、こういうことがずっと起きていて、それが社会的な問題になって、今までいろいろな取組を国が進めてきたのですけれども、なかなか特効薬がなくて、一つの新しい考え方として重層的支援体制整備、これがいわゆる相談支援だけではなくて、地域づくりをやったり、参加支援をやったりする。

例えば、先ほどの飲料水配布というものについては、運送業者がということでしたけれども、これは重層の考え方からすると、例えば地域づくりだったりするということであって、行政だけではなくて、いろいろな主体がアウトリーチも含めて関わっていこうという一つの形、一例だと捉えております。

そういった意味では、今、相談支援部分では、先ほど参事からもご説明しましたけれども、庁内のいろいろな部署の係長級が集まって支援会議をやっていると。これが今までになかった。通常の連携は、分からなければお互いが聞き合うのですけれども、そうではなくて、会議体として集まって、自分のところが何か一つでも関われるかどうかという視点で会議に参加してもらっていると。

これがさらに課題が重くなったり、専門家の意見が必要になってきたりすると、いわゆる重層の会議のほうに移っていくということになっているので、そういう意味では、連携については、個別に必要なところとの連携は、内部・外部を含めて行っていると。それから、それで足りないものも、こういう仕組みをつくっていくという発想の下からいろいろなことが考えられるので、「これは役所ではできない」で終わりではなくて、外部の力を借りてやっていくとかということも、これからやっていく。

ですから、なかなか委員会のすみ分けは正直難しいと思う部分については、委員長・副委員長とご相談させていただきながらになると思うのですけれども、どちらかという、こういう場合の仕組みができていくかどうかとか、そういう視点で重層を捉えていただけると、我々としても非常にご理解いただきやすくなるのかなと捉えております。

### ○せお委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。  
なければ、以上で調査事項概要を終了いたします。

---

### 3 その他

#### ○せお委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、今後の委員会運営につきまして、正副委員長といたしましては、当委員会に付託されました調査事項に関しまして、委員の皆様からご意見をお伺いし、今後の委員会運営の参考にさせていただきたいと考えております。つきましては、資料要求等も含めまして、皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今、何かございましたらご発言をお願いいたします。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

#### ○つる委員

全体、それぞれの今回の特別委員会で扱う施策で、できれば事業等を実施していただいている現場を拝見させていただいて、その現場で従事されている方の声とか、できれば利用者の方の声も伺いながら、この委員会で次のステップについて、議論していきたい。

今回、3つの特別委員会が設置されましたけれども、提言的な委員会という立ち位置もあるということでは、きちんと現場を拝見させていただいた上で議論をやっていくということが大切かなと思いますので、日程調整がいろいろ大変だと思うのですが、それぞれのテーマに沿って拝見できれば。これは庁内外といいますか、区内外を含めて、視察を含めてできたらいいと思います。

そういう意味では、重層だったら支え愛・ほっとステーションの現場とかということもあるでしょうし、孤独・孤立でも、実際にそれに従事されている現場とか、これは拝見したいと思います。子どものほうも、若者という観点では、区で今、計画とかソフトの面での充実とかというのはあるのですが、ハード整備の準備をずっとやっていただいているところがあるわけですが、特別委員会の視察なので、23区とか都内とか近県かなと意識していますけれども、そういう既に取り組んでいる場所があれば、そういった場所をぜひ見に行けたらと思います。

#### ○せお委員長

ご要望ありがとうございます。要望として承ります。

#### ○鈴木委員

私も実際にいろいろと見てみたり、話を聞いたりというのが、理解がすごく深まるのではないかと思います。そういう点では、子ども若者応援フリースペースとか、そういうところで、各会派で行かれているとは思いますが、委員会でもたまたまお話を伺うということもあると理解が進むかなと思うのと、それから、ユースヘルスケアしながわほけんしつは、品川区独自のすごく先進的な取組だと思うのです。そこのところも、実際にされている受けたところからお話を伺えたら、すごく理解も深まっているかなと思いますので、そういうところを委員会としてもご検討いただけたらありがたいと思います。

#### ○せお委員長

ご意見ありがとうございます。

#### ○鈴木委員

重層的支援体制というのは、品川区は今年度から本格的にということですが、既に23区でも、

もっと前からされているところがあります。そういうところが、具体的に私はどのような形でやっているのかというのが、自分で深めているところはないのですけれども、そういうところで既に何年間もさ  
れていて、深まっているところがあれば、そういうところを視察してお話を伺うというのも参考になっ  
たりするかなと思います。

**○せお委員長**

ありがとうございます。

ほかにございますか。

**○西村委員**

私もぜひ視察はお願いをさせていただきたいと思うのですが、私の希望というか、これをやっ  
てみたいという思いがあるのが、今日お話を伺っていても、相談事業がかなり複数ありまして、例えば、  
あなたのいばしょとの連携のチャット相談とか、しなわかチャットとか、ヤングケアラーの方向けのサ  
ポートLINEだとか、チャイルドLINEもありますし、この辺りの何で知って、区民の方がそこに  
相談に至るのかという動線も様々な気がしてまして、一旦そこを整理してみたいという思いはありま  
す。

**○せお委員長**

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

様々ご意見ありがとうございました。

ほかに希望する具体的調査内容がございましたら、6月17日火曜日までに、事務局へ書面にてご提  
出いただきたいと思えます。頂戴いたしましたご意見等と併せて、正副委員長で十分調整をさせていた  
だき、可能な限り、今後の委員会運営に活かしてまいりたいと考えております。

それでは、そのほかよろしいでしょうか。理事者の方もよろしいですか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、子ども若者支援・共生社会推進特別委員会を閉会いたします。

○午後2時06分閉会